

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 日本医科大学大学院(以下「本大学院」という。)は、医学に関する理論及び応用を教授研究し、専攻について、医学に関する知識・技術・倫理を教授研究し、生命倫理を尊重しつつ国際社会において自立して研究活動を行い、また、高度に専門的な業務に従事するために必要な高い研究能力及びその基盤となる豊かな学識を養うことを目的とする。

2 前項に定めるほか、専攻の人材養成目的は、次のとおりとする。

医学領域の幅広い視野と豊かな人間性、高い倫理観と優れた研究能力を持つ医学研究者及び高度の専門的知識と医療倫理を備えた愛と研究心を有する医師の育成を行うことを人材養成の目的とする。

(自己評価等)

第 1 条の 2 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、自己点検委員会を設置し、大学院における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2 自己点検委員会の組織等に関する事項については、別に定める。

(組織)

第 2 条 本大学院に医学研究科(以下「本研究科」という。)を置く。

2 本研究科に、医学研究科長を置く。

3 本研究科は、博士課程とする。

(専攻及び履修コース)

第 3 条 本研究科に医学専攻を置く。

2 本研究科における専攻に別表 1-1、別表 1-2 及び別表 1-3 のとおり履修コースを置く。

(修業年限)

第 4 条 本大学院の修業年限は、4 年とする。

(在学年限)

第 5 条 在学年限は、前条に規定する修業年限の 2 倍を超えることができない。

(収容定員)

第 6 条 本研究科の収容定員は、入学定員 70 名、総定員 280 名とする。

第2章 学年・学期及び休業日

(学年及び学期)

第7条 春学期入学者の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。秋学期入学者の学年は、10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

2 学年は、次の2学期に分ける。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日

(3) 本学の創立記念日 4月15日

(4) 春季休業 4月1日から4月10日まで

(5) 夏季休業 7月11日から9月10日まで

(6) 冬季休業 12月21日から翌年1月10日まで

2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第3章 分野・授業及び履修の方法・履修の認定及び試験

(分野)

第9条 本研究科における専攻に別表2-1及び別表2-2のとおり分野を置く。

(授業科目及び単位数)

第10条 履修する授業科目及び単位数は、別表3-1及び別表3-2並びに別表4-1及び別表4-2及び別表4-3のとおりとする。

(教員組織)

第11条 授業は、大学院教授、教授、准教授、講師及び助教が担当し、講義、演習、実験・実習のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 学位論文の作成等に関する研究指導は、原則として大学院教授が担当する。ただし、必要があるときは大学院教授以外の者に分担させることができる。

(授業及び履修の方法)

第12条 授業は、講義、演習、実験・実習のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修することができる。

3 授業は、外国において履修することができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修することができる。

4 授業は、本学の校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

5 学生は、主専攻とする分野(以下「主専攻」という。)及び副専攻とする分野(以下「副専攻」という。)の専門科目及び共通科目を履修しなければならない。

(単位の算定基準)

第13条 前条第5項に定める単位の算定基準は、講義については毎週1時間、演習については毎週2時間、実験・実習については毎週3時間、各15週の授業時間をもって1単位とする。

(授業科目履修の認定)

第14条 各授業科目の履修の認定は、試験(筆答若しくは口答)又は研究報告によるものとする。

2 試験又は研究報告に合格した授業科目に対しては、所定の単位を与える。

(他の大学院等における授業科目の履修)

第15条 主専攻大学院教授が教育上有益と認めるときは、学長は、第51条第1項に定める大学院教授会の審議を経て、他の大学院等の授業科目の履修を認めることができる。

2 前項により修得した単位は、10単位を限度として、課程修了の要件となる単位と認める。

(試験等の成績)

第16条 試験又は研究報告による成績の判定は、優・良・可・不可の4級とし、優・良・可を合格とする。

(追試験)

第17条 病気その他やむを得ない事由により、正規の試験を受けることができなかった者は、追試験を受けることができる。

(教育の方法)

第18条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

2 研究指導上、特に必要がある場合は、他の大学の大学院、研究所又は高度の水準を有する病院に研究指導の一部を依頼することができる。

第4章 課程の修了要件及び学位の授与

(課程の修了要件)

第19条 博士課程の修了の要件は、本大学院に4年以上在学し、所定の授業科目を30単位以上修得し、研究者として必要な高度の研究能力と学識を備えていることを証明するに足る論文を提出し、論文の審査及び最終試験に合格することとし、大学院教授会(以下「教授会」という。)の審議を経て、学長が決定する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

(学位の授与)

第20条 博士課程を修了した者には、日本医科大学学位規則(以下「学位規則」という。)の定めるところにより、教授会の審議を経て、学長が博士の学位を授与する。

2 学位規則は、別に定める。

(論文学位)

第21条 前2条に定める者のほか、本学に学位論文を提出して学位の授与を申請する者については、その論文が、本大学院の課程を修了し学位を授与される者の論文と同等以上の内容を持ち、かつ、専攻学術に関し、同様に広い学識を有することが、試問によって確認された者に、教授会の審議を経て、学長が博士の学位を授与する。

第5章 入学・休学・復学・退学・再入学・転入学・転学及び除籍

(入学の時期)

第22条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学については、学期の始めとすることができる。

(入学の資格)

第23条 本大学院に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 大学の医学、歯学、獣医学又は修業年限6年の薬学を履修する課程を卒業した者
- (2) 修士の学位を有し、学校教育における18年の課程を修了した者で、本大学院において適当と認められた者
- (3) 外国において、学校教育における18年の課程(ただし、最終課程は、医学、歯学、獣医学又は修業年限6年の薬学の課程)を修了した者で、本大学院において適当と認められた者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了し、その課程が医学、歯学、獣医学又は修業年限6年の薬学であった者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして、当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、その課程が医学、歯学、獣医学又は修業年限6年の薬学であった者
- (6) 文部科学大臣の指定した者(昭和30年4月8日文部省告示第39号)
- (7) 大学における医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程に在学し、学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
- (8) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学の医学、歯学、獣医学又は修業年限6年の薬学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者

(卒業又は修了見込者の入学志願)

第 24 条 前条第 1 号から第 6 号までの一に該当する課程に在学中の者で、入学日の前日までに卒業又は修了の見込みがあると当該大学長又は学校長において認定された者は、その証明書を添付して入学を志願することができる。

2 前項の入学志願者が卒業又は修了したときは、すみやかに卒業又は修了証明書を提出しなければならない。

(入学志願の手続)

第 25 条 本大学院に入学を志願する者は、別に定める入学検定料を添えて指定の期日までに、次の書類を提出しなければならない。

(1) 入学願書及び履歴書(用紙は交付する。) 各 1 通

(2) 第 23 条の各号に掲げる該当出身大学長又は学校長の卒業(又は修了)証明書、又はこれらの見込証明書及び調査書 各 1 通

(3) 半身脱帽の写真(ただし、名刺型 3 カ月以内に撮影したもの) 2 枚

(4) その他本大学院で必要と認める書類

(入学者の選考)

第 26 条 前条の入学志願者については、学力試験及び面接の結果を総合して選考を行う。

(入学の手続)

第 27 条 入学の選考に合格した者は、指定の期日までに誓約書、保証書及び住民票を提出し、かつ、別に定める入学金及び授業料を納付しなければならない。

2 前項の手続完了した者は、教授会の審議を経て、学長が入学を許可し、学籍に登録する。

(保証人)

第 28 条 保証人は、本邦に居住し、独立の生計を営み、かつ、学生の身上について責務を負い得る人でなければならない。

(保証人変更の届出)

第 29 条 保証人が死亡その他の事故により責務を果すことができなくなったときは、前条に従い新たに保証人を決めて、すみやかに届け出なければならない。

(その他の届出)

第 30 条 学生又は保証人が、本籍又は住所を変更したときは、すみやかに届け出なければならない。

2 学生又は保証人が本籍又は姓名を変更したときの届け出には住民票記載事項証明書を添えなければならない。

(休学)

第 31 条 疾病その他やむを得ない事由により、2 カ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でない認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

3 休学が疾病による場合は、医師の診断書を添えなければならない。

(休学期間)

第 32 条 休学期間は、原則として 2 年以内とする。

2 休学期間は、通算して 4 年を超えることができない。

3 休学期間は、第 5 条に定める在学年限に含めるものとする。

(復学)

第 33 条 休学期間中にその事由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第 34 条 退学しようとする者は、その理由を具し、保証人連署をもって願い出て、学長の許可を受けなければならない。

(再入学)

第 35 条 退学した者が、退学後 4 年以内に再入学を願い出るときは、学長が、原学年又はそれ以下に入学を許可することがある。

2 再入学を許可された者は、所定の入学金を納入しなければならない。

(転入及び転学)

第 36 条 他の大学院から本大学院へ転入を志願する者については、学長がこれを許可することがある。

2 本大学院から他の大学院へ転学を希望する者は、主専攻大学院教授を経て、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第 37 条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

(1) 成業の見込みがないと認められた者

(2) 第 5 条に定める在学年限を超えた者

(3) 第 32 条第 1 項又は第 2 項にそれぞれ定める期間を超えて、なお、復学できない者

(4) 学費の納入を督促された後、30 日以上納付しない者

(5) 1 年以上行方不明の者

(6) 死亡届が提出された者

第 6 章 入学検定料・入学金及び授業料

(入学検定料・入学金及び授業料)

第 38 条 本大学院の入学検定料・入学金及び授業料は、次のとおりとする。

区分	金額	備考
入学 検定 料	10,000 円	春学期入学者の授業料の納期は、別に定める場合を除き、4月30日までとする。秋学期入学者の授業料の納期は、別に定める場合を除き、10月31日までとする。
入学	免除	

金		
授業料	250,000円	

(授業料の分納)

第39条 授業料を分納する場合には、次の2回に分けて納付させる。

	入学期別	区分	金額	納期	備考
授業料	春学期入学者	分納1回目	125,000円	4月30日まで	
		分納2回目	125,000円	10月31日まで	
	秋学期入学者	分納1回目	125,000円	10月31日まで	
		分納2回目	125,000円	翌年の4月30日まで	

(授業料の減免)

第40条 本大学院に在学する学生の授業料については、減免することがある。

(学費の不返還)

第41条 既納の授業料は、如何なる理由があっても返還しない。

第7章 ティーチングアシスタント学生

(ティーチングアシスタント学生)

第42条 本大学院に在学する学生のうち、本学医学部の教育の補助業務を行う者をティーチングアシスタント学生として採用することができる。

2 ティーチングアシスタント学生に関する規則は、別に定める。

第8章 外国人留学生

(外国人留学生)

第43条 外国人で外務省在外公館又は自国公館あるいは自国所属機関の長等の紹介状を添えて本大学院へ入学を志願する者については、学歴その他を検討し、学長が、修学の見込みがあると認められた者について入学を許可することがある。

2 外国人留学生は、定員外とする。

3 外国人留学生については、別に定めるもののほか、この学則を適用する。

第9章 研究生

(研究生)

第44条 本大学院に研究生制度を設ける。

2 研究生に関する規則は、別に定める。

第10章 聴講生

(聴講生)

第45条 本大学院に授業科目の聴講を志願する者について、教育・研究に支障のない限り、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生に関する取扱いは、別に定める。

第11章 賞罰

(表彰)

第 46 条 品行・学業ともに優秀で他の模範となる者は、表彰することがある。

2 表彰の手続きについては、別に定める。

(奨学金)

第 47 条 前条に該当する者で特に必要と認めた場合は、予算の範囲内において奨学金を貸与又は交付することがある。

(懲戒)

第 48 条 学則その他の規定に違反し、又は学生としての本分にもとる行為があると認められる者は、懲戒に処する。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒の手続きについては、別に定める。

(賞罰)

第 49 条 表彰及び懲戒は、学長がこれを行う。

第 12 章 教員組織

(授業・研究指導の担当)

第 50 条 本大学院の授業・研究指導は、各専攻の大学院教授の責任の下に、本大学院教員がこれに当たる。

2 必要に応じて、本学の研究所及び研究施設所属の教員を担当教員とすることができる。

第 13 章 運営組織

(大学院教授会)

第 51 条 本研究科に教授会を置く。

2 教授会は、学長及び大学院教授をもって構成する。

3 必要に応じて、大学院教授以外の担当教員に教授会への出席を求めることがある。

4 教授会は、学長がこれを招集し、その議長となる。

5 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定するに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

6 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び医学研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長又は医学研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(教授会規則)

第 52 条 教授会の運営に関する規則は、別に定める。

第 14 章 研究指導施設

(研究指導施設)

第 53 条 本大学院に研究室・実験室及び実習室等を設ける。

2 必要に応じて、本学医学部及び付属病院の施設を使用するものとする。

第 15 章 厚生・保健施設

(厚生保健施設)

第 54 条 本大学院学生の厚生・保健等に関しては、学生部がこれにあたる。

2 学生の傷病については、付属の病院を利用する。

第 16 章 雑則

(細則の制定)

第 55 条 この学則施行に伴う規則等は、別に定める。

(改廃)

第 56 条 この学則の改廃は、学長を経て、理事会の議決を必要とする。

付 則

この学則は、昭和 35 年 4 月 1 日から施行する。

昭和 38 年 4 月 1 日改正

昭和 40 年 4 月 1 日改正

昭和 43 年 4 月 1 日改正

昭和 45 年 4 月 1 日改正

昭和 48 年 4 月 1 日改正

昭和 49 年 4 月 1 日改正

昭和 52 年 4 月 1 日改正

昭和 53 年 4 月 1 日改正

昭和 55 年 4 月 1 日改正

昭和 58 年 4 月 1 日改正

昭和 63 年 4 月 1 日改正

平成元年 4 月 1 日改正

平成 2 年 4 月 1 日改正

平成 3 年 4 月 1 日改正

平成 3 年 7 月 1 日改正

平成 4 年 4 月 1 日改正

附 則

この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 29 条第 3 項の改正事項は、平成 17 年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 22 条第 1 号、第 2 号、第 4 号の改正事項は、平成 24 年度入学者から適用する。
- 3 第 9 条別表 1-2、第 10 条別表 2-2 及び別表 3-2 は、平成 25 年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 第 9 条別表 1-2、第 10 条別表 2-2 及び別表 3-2 の改正事項は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年 3 月 31 日以前に入学した者で、引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 生理系専攻、病理系専攻、社会医学系専攻、加齢科学系専攻、内科系専攻及び外科系専攻については、改正後の第 3 条の規定にかかわらず、当該専攻に在学する者がいなくなるまでの間存続するものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の学則は、平成 28 年 4 月 1 日以降に入学した者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

2 改正後の学則は、平成 29 年 4 月 1 日以降に入学した者から適用する。

附 則

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 4 年 3 月 31 日以前に入学した者で引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1-1(平成 25 年度から平成 28 年度までの入学者に適用)

医学研究科専攻履修コース

腫瘍外科学指導者コース
集学的臨床腫瘍学指導者コース
放射線・粒子線腫瘍学指導者コース
包括的がん治療・ケア医療者指導者コース
がん薬学研究指導者コース
がん医療開発研究指導者コース(基礎)
がん医療開発研究指導者コース(臨床)

別表 1-2(平成 29 年度入学者から令和 3 年度までの入学者に適用)

医学研究科専攻履修コース

がんゲノム医療人養成医学研究コース
小児・AYA・希少がん専門医療人養成医学研究コース
包括的ライフステージサポート医療人養成医学研究コース

別表 1-3(令和 4 年度入学者から適用)

医学研究科専攻履修コース

がんゲノム医療人養成医学研究コース
小児・AYA・希少がん専門医療人養成医学研究コース
包括的ライフステージサポート医療人養成医学研究コース
AI・データサイエンスコース

別表 2-1(平成 28 年度入学者から令和 3 年度までの入学者に適用)

医学研究科専攻分野

専	分	野
---	---	---

攻	
医学	<p>機能形態解析医学領域 分子解剖学、生体統御科学、解析人体病理学、細胞生物学、分子細胞構造学、循環器内科学、腎臓内科学、血液内科学、消化器内科学、内分泌糖尿病代謝内科学、呼吸器内科学、臨床放射線医学、皮膚粘膜病態学、頭頸部・感覚器科学、女性生殖発達病態学</p> <p>生体制御再生医学領域 男性生殖器・泌尿器科学、解剖学・神経生物学、感覚情報科学、生体機能制御学、遺伝子制御学、神経内科学、消化器外科学、乳腺外科学、内分泌外科学、呼吸器外科学、心臓血管外科学、脳神経外科学、整形外科学、分子遺伝医学、眼科学、救急医学、疼痛制御麻酔科学、形成再建再生医学</p> <p>健康社会予防医学領域 統御機構診断病理学、代謝・栄養学、薬理学、微生物学・免疫学、衛生学公衆衛生学、法医学、医療管理学、分子生物学、精神・行動医学、アレルギー膠原病内科学、小児・思春期医学、総合医療・健康科学、リハビリテーション学</p>

別表 2-2(令和 4 年度入学者から適用)

医学研究科専攻分野

専攻	分 野
医学	<p>機能形態解析医学領域 分子解剖学、生体統御科学、解析人体病理学、細胞生物学、分子細胞構造学、循環器内科学、血液内科学、消化器内科学、内分泌代謝・腎臓内科学、呼吸器内科学、臨床放射線医学、皮膚粘膜病態学、頭頸部・感覚器科学、女性生殖発達病態学、臨床検査医学</p> <p>生体制御再生医学領域 男性生殖器・泌尿器科学、解剖学・神経生物学、感覚情報科学、生体機能制御学、遺伝子制御学、神経内科学、消化器外科学、乳腺外科学、内分泌外科学、呼吸器外科学、心臓血管外科学、脳神経外科学、整形外科学、分子遺伝医学、眼科学、救急医学、疼痛制御麻酔科学、形成再建再生医学</p> <p>健康社会予防医学領域 統御機構診断病理学、代謝・栄養学、薬理学、微生物学・免疫学、衛生学公衆衛生学、法医学、医療管理学、分子生物学、精神・行動医学、アレルギー膠原病内</p>

	科学、小児・思春期医学、総合医療・健康科学、リハビリテーション学
--	----------------------------------

別表 3-1(平成 28 年度入学者から令和 3 年度までの入学者に適用)

医学研究科専攻領域分野授業科目及び単位数

[別紙参照]

別表 3-2(令和 4 年度入学者から適用)

医学研究科専攻領域分野授業科目及び単位数

[別紙参照]

別表 4-1(平成 28 年度入学者に適用)

医学研究科専攻履修コース授業科目及び単位数

専攻	履修コース	選択・必修の科目	授業科目	単位	科目区分
医学	腫瘍外科学	必修科目	がんの基盤的知識	2	専門科目
	指導者コース		総論：臨床腫瘍学	1	専門科目
			各論：臨床腫瘍学	1	専門科目
	集学的臨床		臨床研究と統計学	1	専門科目
	腫瘍学指導者		がんと倫理	1	専門科目
	コース		精神腫瘍学・社会腫瘍学	1	専門科目
			緩和医療とチーム医療	1	専門科目
	放射線・粒子線	選択科目	臨床腫瘍学（消化器内科）講義及び実習	5	専門科目
	腫瘍学指導者		臨床腫瘍学（消化器外科）講義及び実習	5	専門科目

コース	包括的がん治療・ ケア医療者 指導者コース がん薬学研究 指導者コース がん医療開発 研究指導者 コース（基礎） がん医療開発 研究指導者 コース（臨床）		実習		目		
			臨床腫瘍学（呼吸器内科）講義及び 実習	5	専門科 目		
			臨床腫瘍学（呼吸器外科）講義及び 実習	5	専門科 目		
			臨床腫瘍学（造血器）講義及び実習	5	専門科 目		
			臨床腫瘍学（婦人科）講義及び実習	5	専門科 目		
			臨床腫瘍学（泌尿器）講義及び実習	5	専門科 目		
			臨床腫瘍学（小児）講義及び実習	5	専門科 目		
			臨床腫瘍学（脳・神経）講義及び実 習	5	専門科 目		
			臨床腫瘍学（運動器）講義及び実習	5	専門科 目		
			臨床腫瘍学（乳腺・内分泌）講義及 び実習	5	専門科 目		
			臨床腫瘍学（頭頸部）講義及び実習	5	専門科 目		
			臨床腫瘍学（画像診断）講義及び実 習	5	専門科 目		
			臨床腫瘍学（病理診断）講義及び実 習	5	専門科 目		
			臨床腫瘍学（放射線）講義及び実習	5	専門科 目		
			臨床緩和医療学・精神腫瘍学講義及 び実習	5	専門科 目		
			臨床腫瘍学（皮膚）講義及び実習	5	専門科 目		
			臨床腫瘍薬学特論講義及び実習	5	専門科 目		
			基礎腫瘍学（医療開発研究）講義及 び実習	5	専門科 目		
				選択必修科目	臨床腫瘍学（放射線治療）講義及び 実習	4	専門科 目
					臨床腫瘍学（外科系）講義及び実習	4	専門科 目
		臨床腫瘍学（内科系）講義及び実習	4	専門科			

			目
		緩和医療・精神腫瘍学講義及び実習	4 専門科目
		基礎腫瘍・がん医療開発講義及び実習	4 専門科目
		臨床腫瘍学（薬学系）講義及び実習	4 専門科目

履修上の注意

- 1 別表 4-1 に定める各履修コースとも、専攻する分野の授業科目(研究指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ)8 単位及び副専攻の専門科目 6 単位、必修科目 8 単位、選択科目 5 単位、選択必修科目(共通科目を含む)4 単位、合計 31 単位以上を履修すること。

別表 4-2(平成 29 年度入学者から令和 3 年度までの入学者に適用)

医学研究科専攻履修コース授業科目及び単位数

専攻	履修コース	選択・必修の科目	授業科目	単位	科目区分	
医学	がんゲノム医療人養成医学研究コース	必修科目	がんの基盤的知識	2	専門科目	
			総論：臨床腫瘍学	1	専門科目	
			臨床研究と統計学	1	専門科目	
			がんと倫理	1	専門科目	
			精神腫瘍学・社会腫瘍学	1	専門科目	
	小児・AYA・希少がん専門医療人養成医学研究コース	必修科目	緩和医療とチーム医療	1	専門科目	
			コース基本講義	がんゲノム	1	専門科目
				小児・AYA・希少がん		専門科目
	包括的ライフステージサポート	専門科目				
	包括的ライフステージサポート医療人養成医学研究コース	選択科目	臨床腫瘍学(消化器内科)講義及び実習	5	専門科目	
臨床腫瘍学(消化器外科)講義及び実習			5	専門科目		

	臨床腫瘍学(呼吸器内科)講義及び実習	5	専門科目
	臨床腫瘍学(呼吸器外科)講義及び実習	5	専門科目
	臨床腫瘍学(造血器)講義及び実習	5	専門科目
	臨床腫瘍学(婦人科)講義及び実習	5	専門科目
	臨床腫瘍学(泌尿器)講義及び実習	5	専門科目
	臨床腫瘍学(小児)講義及び実習	5	専門科目
	臨床腫瘍学(脳・神経)講義及び実習	5	専門科目
	臨床腫瘍学(運動器)講義及び実習	5	専門科目
	臨床腫瘍学(乳腺・内分泌)講義及び実習	5	専門科目
	臨床腫瘍学(頭頸部)講義及び実習	5	専門科目
	臨床腫瘍学(画像診断)講義及び実習	5	専門科目
	臨床腫瘍学(病理診断)講義及び実習	5	専門科目
	基礎腫瘍学(放射線)講義及び実習	5	専門科目
	臨床緩和医療学・精神腫瘍学講義及び実習	5	専門科目
	臨床腫瘍学(皮膚)講義及び実習	5	専門科目
	臨床腫瘍薬学特論講義及び実習	5	専門科目
	基礎腫瘍学(医療開発研究)講義及び実習	5	専門科目
選択必修科目	臨床腫瘍学(放射線治療)講義及び実習	4	専門科目
	臨床腫瘍学(外科系)講義及び実習	4	専門科目
	臨床腫瘍学(内科系)講義及び実習	4	専門科目

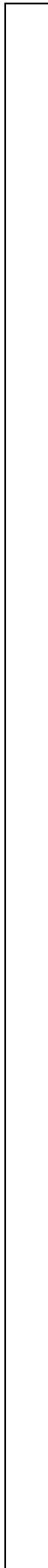
		緩和医療・精神腫瘍学講義及び実習	4	専門科目
		基礎腫瘍・がん医療開発講義及び実習	4	専門科目
		臨床腫瘍学(薬学系)講義及び実習	4	専門科目

履修上の注意 別表 4-2 に定める各履修コースとも、専攻する分野の授業科目(研究指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ)8単位及び副専攻の専門科目6単位、必修科目8単位、選択科目5単位、選択必修科目(共通科目を含む)4単位、合計31単位以上を履修すること。

別表 4-3(令和4年度入学者から適用)

医学研究科専攻履修コース授業科目及び単位数

専攻	履修コース	選択・必修の科目	授業科目	単位	科目区分
医学	がんゲノム医療人養成医学研究コース	必修科目	がんの基盤的知識	2	専門科目
			総論・臨床腫瘍学	1	専門科目
			臨床研究と統計学	1	専門科目
			がんと倫理	1	専門科目
			精神腫瘍学・社会腫瘍学	1	専門科目
			緩和医療とチーム医療	1	専門科目
			コース基本講義	がんゲノム	1
	小児・AYA・希少がん			専門科目	
	包括的ライフステージサポート			専門科目	
	包括的ライフステージサポート医療人養成医学研究コース	選択科目	臨床腫瘍学(消化器内科)講義及び実習	5	専門科目
			臨床腫瘍学(消化器外科)講義及び実習	5	専門科目
			臨床腫瘍学(呼吸器内科)講義及び実習	5	専門科目
			臨床腫瘍学(呼吸器外科)講義及び実習	5	専門科目



	義及び実習		目
	臨床腫瘍学(造血器)講義及び実習	5	専門科目
	臨床腫瘍学(婦人科)講義及び実習	5	専門科目
	臨床腫瘍学(泌尿器)講義及び実習	5	専門科目
	臨床腫瘍学(小児)講義及び実習	5	専門科目
	臨床腫瘍学(脳・神経)講義及び実習	5	専門科目
	臨床腫瘍学(運動器)講義及び実習	5	専門科目
	臨床腫瘍学(乳腺・内分泌)講義及び実習	5	専門科目
	臨床腫瘍学(頭頸部)講義及び実習	5	専門科目
	臨床腫瘍学(画像診断)講義及び実習	5	専門科目
	臨床腫瘍学(病理診断)講義及び実習	5	専門科目
	基礎腫瘍学(放射線)講義及び実習	5	専門科目
	臨床緩和医療学・精神腫瘍学講義及び実習	5	専門科目
	臨床腫瘍学(皮膚)講義及び実習	5	専門科目
	臨床腫瘍薬学特論講義及び実習	5	専門科目
	基礎腫瘍学(医療開発研究)講義及び実習	5	専門科目
選択必修科目	臨床腫瘍学(放射線治療)講義及び実習	4	専門科目
	臨床腫瘍学(外科系)講義及び実習	4	専門科目
	臨床腫瘍学(内科系)講義及び実習	4	専門科目
	緩和医療学・精神腫瘍学講義及び実習	4	専門科目
	基礎腫瘍・がん医療開発講	4	専門科

		義及び実習		目
		臨床腫瘍学(薬学系)講義及び実習	4	専門科目
AI・データサイエンスコース	必修科目	AI・データサイエンス講義	8	専門科目

履修上の注意

- 1 別表 4-3 に定める履修コース(がんゲノム医療人養成医学研究コース、小児・AYA・希少がん専門医療人養成医学研究コース、包括的ライフステージサポート医療人養成医学研究コース)は、専攻する分野の授業科目(研究指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ)8単位及び副専攻の専門科目6単位、必修科目8単位、選択科目5単位、選択必修科目(共通科目を含む)4単位、合計31単位以上を履修すること。
- 2 別表 4-3 に定める履修コース(AI・データサイエンスコース)は、専攻する分野の授業科目(研究指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ)8単位、専門科目(概論、特論A、実験・実習A)5単位及び副専攻の専門科目(概論、特論A、特論B)6単位、必修科目8単位、共通科目(医学研究概論、実験研究手法基礎演習、大学院特別講義)4単位、合計31単位以上を履修すること。